

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成30年2月21日付けで再審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした労働者災害補償保険法による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の各処分を取り消すことを求める。

第2 事案の概要

- 1 請求人の亡家族（以下「被災者」という。）は、A所在の会社B（以下「会社」という。）に雇用され、マネージャーとして部門管理業務に従事していたが、平成26年6月1日以降は、リーダーとして在庫管理、発注管理等の業務に従事していた。
- 2 被災者は、○年○月○日午前1時30分頃、自宅で胸痛を訴え、C医療機関に救急搬送されたが、死亡が確認された。死体検案書には、「直接死因：心筋梗塞、発症から死亡までの期間：急死」、「解剖の主要所見：両肺うっ血、左心室壁に白色癒痕巣、左右冠状動脈硬化、狭窄著明、一部血栓形成し閉塞」と記載されている。
- 3 本件は、請求人が被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして遺族補償給付及び葬祭料の請求をしたところ、監督署長はこれらを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成31年1月31日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁
(略)

第4 争 点

被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 被災者は、○年○月○日付け死体検案書、D医師作成の平成29年9月15日付け意見書及びE医師作成の同月19日付け意見書から、○年○月○日に心筋梗塞（以下「本件疾病」という。）を発症し死亡したものと認められる。

(2) 本件疾病を含む虚血性心疾患（負傷に起因するものを除く。）の業務起因性の判断基準は、決定書理由に記載の「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準について」（平成13年12月12日付け基発第1063号。以下「認定基準」という。）のとおりである。

(3) 請求人は、本件疾病の発症前の被災者の過重負荷について、①平成27年8月21日から同月22日のF出張業務等が認定基準の「異常な出来事」に該当するとし、②労働時間が適正に把握されておらず、実際には長時間労働に従事していたと主張していることから、以下検討する。

ア 被災者は、平成27年8月21日にFに出張して、ロット番号の印字不良の返品について印字不良確認とラベル添付作業の確認を行ったとされており、仮に、当該作業が客先からの返品対応で倉庫内での作業であることから、通常業務に比べれば一定の心身への負担が生じるものであったとしても、極度の緊張あるいは強度の身体的負荷を強いられる等異常な出来事に該当するような事情は見いだせず、また、被災者から請求人へのメールに「20時55分位にGに着きます。」との記載がみられることからすると、当該作業自体も当日の夕刻までには終了し、大きな問題が生じたとは認められないことから、被災者のF出張業務が異常な出来事に該当するとの請求人の主張は採用することはできない。

イ 請求人は、被災者のIC乗車券履歴や請求人にあてたメール等から被災者の労働時間を集計し、本件疾病の発症前6か月目には85時間9分の時間外

労働があり、発症との関連性が強いと主張している。請求人が集計した労働時間集計表によれば、被災者の時間外労働時間数は、①発症前1か月目28時間56分、②発症前2か月目37時間54分、③発症前3か月目53時間6分、④発症前4か月目25時間45分、⑤発症前5か月目33時間40分、⑥発症前6か月目85時間9分である。この請求人の集計については、通勤経路ではない駅での物品の購入記録をもって同時刻まで業務に従事していたとするなど疑義はあるところ、仮に、請求人の主張どおりであったとしても、発症前1か月間ないし6か月間にわたる1か月当たりの平均時間外労働時間数は、①発症前1か月間28時間56分、②発症前2か月間33時間25分、③発症前3か月間39時間59分、④発症前4か月間36時間25分、⑤発症前5か月間35時間52分、⑥発症前6か月間44時間5分であり、業務と発症との関連性が強いと評価できるものではない。

- (4) 被災者の本件疾病の発症前の就労状況については、当審査会において、改めて一件記録を精査したが、決定書理由に説示するとおり、業務による明らかな過重負荷を受けていたとは認めることができないことから、被災者の本件疾病の発症及び死亡は業務上の事由によるとは認められない。

なお、請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するものは見いだせなかった。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。

令和2年1月17日